

流山市農業委員会
平成31年第3回
総会議事録

平成31年3月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成31年第3回総会議事録

1 期 日 平成31年3月11日(金)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 9番 山崎 日出男
10番 小嶋 悦子

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 酒巻 孝美
推進委員 小林 常男	推進委員 増田 正美

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 亀山 隆弘
事務局次長 秋元 学
事務局主査 鈴木 正寿

9 会議目次

(1) 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	5
(4) 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について	8
(5) 報告第6号 転用許可に伴う工事完了の報告について	14
(6) 報告第7号 専決処理の報告について	14

▲開会 午後4時43分

○水代議長 それでは、ただ今から平成31年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

9番 山崎委員、10番 小嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」までの4議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第6号「転用許可に伴う工事完了の報告について」及び報告第7号「専決処理の報告について」を報告させていただきたいと思いをします。

説明は、以上です。よろしくをお願いします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第11号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成31年3月11日提出

権利者は、流山市大字平方の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市平方の畑2筆 合計面積は1,018平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため、売買により取得するものです。

議案案内図につきましては、1ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長

◎岡田委員長 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、1件であります。

本案については、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の北西約2.1キロメートルに位置している畑2筆面積1,018平方メートルであります。

申請理由は、農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。

申請地の畑は、耕起済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積 約0.7ヘクタールで農業従事者は2名です。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 売買価格はいくらですか。

◎事務局(秋元次長) 250万円です。

◆7番(吉田委員) はい、ありがとうございます。

◆9番(山崎委員) 買い受けた方は、何を耕作するのですか。

◎事務局(秋元次長) とうもろこしです。

◆9番(山崎委員) はい、わかりました。

○水代議長 ほかにご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第12号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成31年3月11日提出

議案1番の権利者につきましては、流山市長崎にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市長崎1丁目の畑1筆 転用面積316平方メートルです。

転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、2ページと3ページにございますので併せてご参照ください。

続きまして、議案2番の権利者につきましては流山市名都借に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畑1筆 転用面積991平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、4ページと5ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

議案1番の申請地は、東武線豊四季駅の南西約900メートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は贈与でございまして、転用目的は専用住宅を建設しようとするもので

ございます。

権利者は、流山市長崎にお住まいの方で年齢は36歳です。

申請理由については、現在の住まいが手狭となったことから申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。木造2階建ての個人住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、コンクリートブロックにより流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は浸透枳により集水、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理後、既設の側溝に放流することでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、住宅地及び畑となっております。

次に、資金計画ですが、建設費等が約2,600万円、全て金融機関からの借入金で賄う計画で、金融機関発行の融資関係書類が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

続きまして、議案の2番の申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の西約1.4キロメートルに位置し、周囲は小集団の農業投資の行われていない10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は売買で、転用目的は駐車場用地とするものであります。

権利者は、流山市内の宗教法人です。

申請理由は、正月の参拝等の行事があるときには、駐車場が不足し、近隣の檀家の庭先を借りて対処していたことから、今回、駐車場を増設するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

路面を砂利敷きで整地し、28台分の駐車場を整備する計画です。

被害防除対策としては、雨水については敷地内に自然浸透させ、また、周囲に板柵を設置する計画です。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりとなっております。

次に、資金計画についてですが、土地代金が約1,500万円、整備費等が約200万円、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

他法令の関係については、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づいて審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号については原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」の1番から7番について議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第13号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成31年3月11日提出

議案1番から7番までは、総会に先立ち開催されました全員協議会で皆様にご審議いただいた案件です。

申請がありました権利者は、東京都港区に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市西深井の田9筆 転用面積6,529平方メートルです。

移転の原因は賃貸借です。

次に、申請事由ですが、権利者は、現在、流山市西深井で物流倉庫の建設を行っておりますが、工事関係者用の駐車場及び仮設の現場事務所・資材置場が必要なことから、申請がなされたものであります。

この一時転用の期間については、来年の11月末日までの予定です。

議案案内図につきましては、6ページから8ページにございますので併せてご参照ください。

次に、申請地の農地区分についてですが、規模が10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則は農地転用許可ができないとされておりますが、今回の申請は「一時的な利用に供するために行う事業(一時転用)で、事業目的達

成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」には、第1種農地の不許可の例外として、許可ができるものであります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号の1番から7番について継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第13号の1番から7番については継続審査とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」の8番を、議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案8番の権利者は、東京都港区に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市平方の畑4筆 転用面積2,975.21平方メートルです。

移転の原因は賃貸借です。

次に、申請事由ですが、権利者は、現在、流山市平方で物流倉庫の建設を行っておりますが、仮設の現場事務所及び工事関係者用の駐車場が必要なことから申請がされたものであります。

この一時転用の期間については、再来年(2021年)の12月末日までの予定であります。

議案案内図につきましては、9ページから10ページにございますので併せてご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 本件について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」の8番について、ご報告いたします。

本件についても、現地調査と権利者及びその関係者からヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。東武線江戸川台駅の北西約1.3キロメートルに位置し、周囲は小集団の農業投資の行われていな

い10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は、物流施設に関連し仮設事務所・駐車場を整備するものであります。

農地については、浸透シートのうえに砕石を敷き、一時転用の期間は2021年12月末日までとのことです。

次に、権利者については、東京都港区に本店を置く株式会社で、昭和12年に設立されております。

事業内容としては、主に建設業ということでございます。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。

軽量鉄骨造2階建ての仮設事務所及び28台分の駐車場を整備する計画です。

駐車場については、職員及び来客用として利用する計画です。

また、物流施設の工事の進捗状況について、お聞きしたところ、現在造成工事中であり、造成工事終了後、5月から杭打工事に着手する予定とのことでした。

次に、土砂等の流出対策については、板柵で土留をし、流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理した上で、既設側溝に放流するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、東側は畑、その他は住宅地であります。

次に、資金計画ですが、土地賃料は月額45万円で、整備費等が約8,300万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

他法令につきましては、仮設の建物のため該当はありません。

なお、近隣農地の所有者に対して、事業内容について説明済みであり、搬入については、2トン車を使用し、延べ100台くらいとのことです。

交通安全対策については、ガードマンを設置し、対応するとのことです。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆2番(金子委員) この駐車場から出てくる前面道路の幅員はどのくらいですか。

車両のすれ違いはできますか。

◎岡田委員長 すれ違いはできません。車両1台分の幅員です。

◆2番(金子委員) すれ違いはできないですね。

それと通学路にはなっていないですか。

なぜ、お聞きしたかと言うと、西深井の方でもこのような計画が出てくると思うんです。

車がすれ違いできない道路に面している駐車場計画は、どうなのかなと思います。

◎岡田委員長 この駐車場は、社員用と事務所への来客用の計画です。

ヒアリングにおいては、車両のすれ違い時は地元の方の車両を優先する考え方
あるとしています。

◆2番(金子委員) この状況で許可が下りると、西深井地区でも農地を転用して駐車場
にする計画が出てくると危惧しています。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

◎(小林推進委員) 駐車場から出たところの幅員は狭いです。

また(物流倉庫計画地の方向へは)下り坂になっています。

○水代議長 他に質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号の8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い
します。

挙手、全員であります。

よって議案第13号の8番については原案のとおり許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といた
します。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第14号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成31年3月11日提出

議案の1番と議案書10ページの9番は、関連がありますので一括して説明いたしま
す。

権利者は、流山市大字平方村新田にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田5筆 合計面積3,113平方メートルで
す。

利用権の設定期間は、議案の1番は新規により6年間で、移転の原因は賃貸借で
す。議案の9番は更新により6年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページ、17ページ及び18ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の2番から4番と議案書12ページの14番から16番についても、関連がありますので一括して説明いたします。

権利者は、流山市中にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、新規は流山市南にあります畑11筆 合計面積4,315.57平方メートルです。

更新は流山市南にあります畑10筆 合計面積4,368.61平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案の2番から4番については新規により3年間で、移転の原因は使用貸借です。議案の14番と15番については更新により10年間、議案の16番については更新により3年間で、移転の原因はそれぞれ賃貸借です。

本件の議案案内図については、12ページと13ページ及び21ページにございますので併せてご参照ください。

続きまして、議案の5番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田1筆 面積1,021平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、14ページにございますので併せてご参照ください。

続きまして、議案の6番の権利者は流山市大字南にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市南及び谷にあります田4筆 合計面積3,548平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により6年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、15ページにございますので併せてご参照ください。

続きまして、議案の7番と8番については、関連がありますので一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字上貝塚にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市上貝塚及び桐ヶ谷にあります田3筆 合計面積3,053平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により6年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、16ページにございますので併せてご参照ください。

続きまして、議案10番の権利者は、流山市大字東深井にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆 合計面積2,042平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により6年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、19ページにございますので併せてご参照ください。

続きまして、議案11番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で職業は農

業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆 合計面積2,042平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、19ページにございますので併せてご参照ください。続きまして、議案の12番と13番につきましては、関連がありますので一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市下花輪にあります田2筆 合計面積1,847平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により3年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、20ページにございますので併せてご参照ください。続きまして、議案の17番から21番についても、関連がありますので一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字深井新田にお住いの方で、職業は兼業農家の方です。

対象となる農地は、流山市平方及び西深井にあります田17筆 合計面積は13,092平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により6年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、22ページから24ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が4件、更新が17件であります。

議案の1番と9番は、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の1番は、新規により6年間、議案の9番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は66歳でございます。農業従事者は2名で農業従事日数は365日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

続きまして、議案の2番から4番、14番から16番も同一権利者の案件であることから一括してご報告します。

議案の2番から4番は新規により3年間、議案の14番と15番は、引き続き10年間、議案の16番は引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は41歳でございます。農業従事者は4名で農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、耕起済みでした。
続きまして、議案の5番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は63歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は180日であります。

申請地については、写真のとおりで稲刈り済みでした。

続きまして、議案の6番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は57歳でございます。農業従事者は3名で農業従事日数は365日であります。

申請地については、写真のとおりで稲刈り済みでした。

続きまして、議案の7番と8番は同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の7番と8番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は55歳でございます。農業従事者は4名で農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで稲刈り済みの状態でした。

続きまして、議案の10番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は64歳でございます。農業従事者は3名で農業従事日数は240日であります。

申請地については、写真のとおりで稲刈り済みでした。

続きまして、議案の11番は引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は71歳でございます。農業従事者は3名で農業従事日数は250日であります。

申請地については、写真のとおりで稲刈り済みでした。

続きまして、議案の12番と13番は、同一権利者の案件であることから一括してご報告いたします。

議案の12番と13番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は55歳でございます。農業従事者は4名で農業従事日数は150日であります。

申請地については、写真のとおりで稲刈り済みの状態でした。

続きまして、議案の17番から21番も同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の17番から21番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は79歳でございます。農業従事者は4名で農業従

事日数は100日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

本案の1番と9番については、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後5時12分 小菅委員 退席)

○水代議長 これより、本案の1番と9番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号の1番と9番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号の1番と9番については承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後5時13分 小菅委員 入室)

○水代議長 次に、本案の5番については、金子委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後5時14分 金子委員 退席)

○水代議長 これより、本案の5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号の5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号の5番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後5時15分 金子委員 入室)

○水代議長 次に、本案の6番については、鈴木委員に関する案件でありますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後5時16分 鈴木委員 退席)

○水代議長 これより、本案の6番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(質疑)

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号の6番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号の6番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後5時17分 鈴木委員 入室)

○水代議長 次に、本案の7番と8番については山崎委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

山崎委員の退席を求めます。

(午後5時18分 山崎委員 退席)

○水代議長 これより、本案の7番と8番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号の7番と8番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号の7番と8番については、承認することに決定いたしました。

山崎委員の除斥を解きます。

(午後5時19分 山崎委員 入室)

○水代議長 次に、本案の2番から4番、10番から21番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号の2番から4番、10番から21番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号の2番から4番、10番から21番について承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、報告第6号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の18ページをお開きください。

報告第6号

転用許可に伴う工事完了の報告について
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

平成31年3月11日報告

報告の1番と2番につきましては、関連がありますので一括して報告いたします。報告の1番と2番は、昨年10月の総会で審議がなされ、10月12日付けで許可となった案件です。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の25ページと26ページにございます。

本件につきましては、2月5日に、第2小委員会の委員の皆様にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 ないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第7号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の19ページをお開きください。

報告第7号

専決処理の報告について
流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月11日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、3件 3筆 面積602平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議案書の20ページをお開きください。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出のご報告は、22件 93筆 面積57,401.57平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地3件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が18件、マンションの区分所有が2件、その他の建物施設用地が2件の計22件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成31年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後5時27分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成31年3月11日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

小崎日平男

流山市農業委員会 委員

小嶋悦子